

<環境影響評価に係る事項として、意見の主旨>

I. 現地調査によると、とありますが、その根拠が見当たらない

私もボランティアをしていました高津区の春日台健康の森の地下水枯渇の恐れに対し意見書を出しましたが、明確な回答もなく、春日台健康の森と、かけ離れた箇所の高津区坂戸の調査地点の結果で影響ないとする、根拠を回答ください・・・①JR 東海へ
[春日台健康の森, 高津区坂戸, 文献調査地点] 参照・・・[資料1]

高津区市民健康の森や水沢の森等の湧水については現地調査により把握をしています。・[資料2-1]

現地調査により把握している、となっていますがその根拠が見当たりません・[資料3] [資料4]

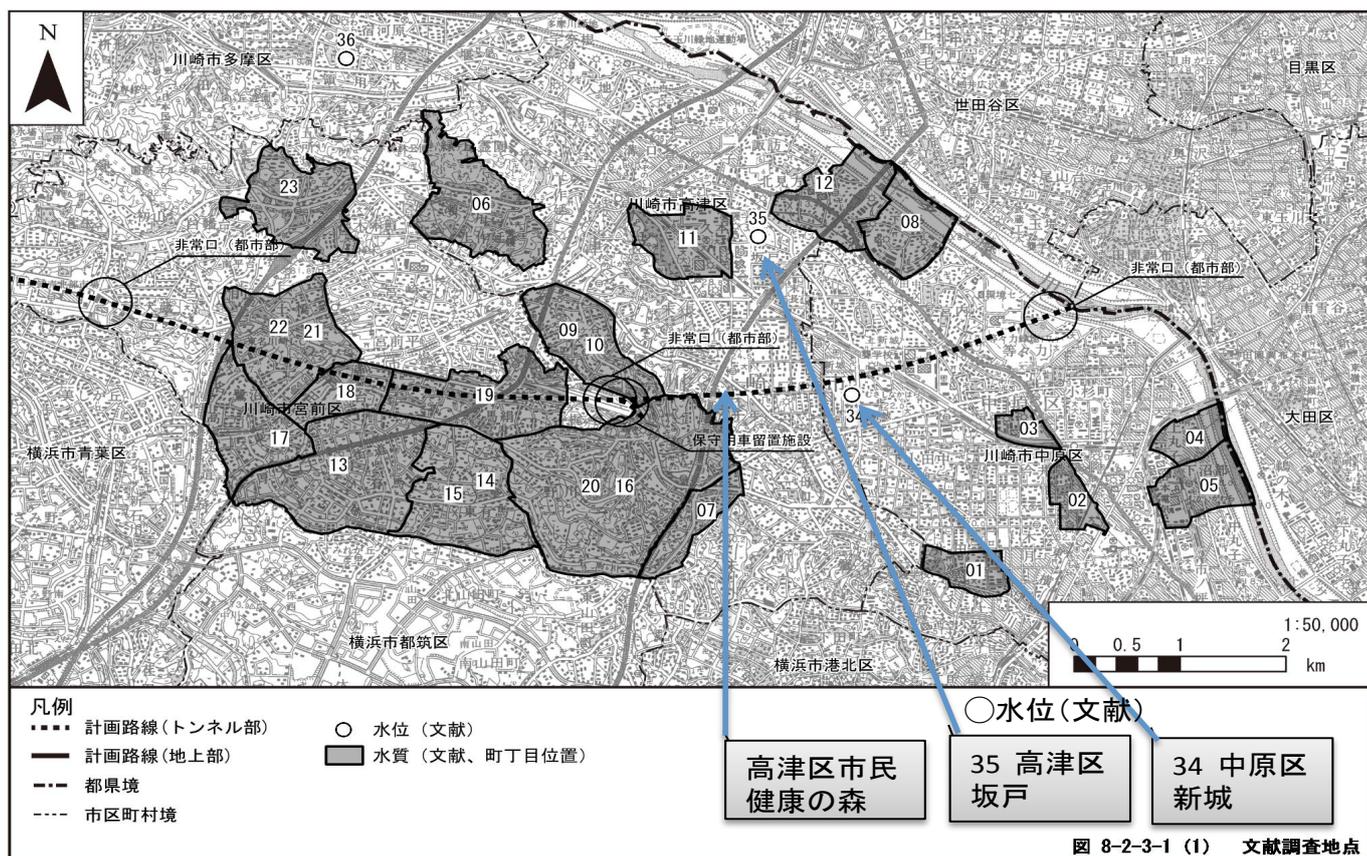
現地調査により把握している、その根拠を明確にしてください

これは JR 東海だけでなく、関係自治体等へのヒヤリングを行ったとあるので川崎市（行政、アセス審議会各員、市長）の見解・回答もお願いします・・・②

<意見の根拠となった資料>

[資料1]「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書(神奈川県)第8章」

[春日台健康の森, 高津区坂戸, 文献調査地点] 参照



[資料 2]

中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書に係る**法対象条例見解書**【川崎市】

平成 25 年 11 月 東海旅客鉄道株式会社

〈意見の概要〉

生活環境(人と自然とのふれあい活動の場) (1/1)

○川崎市内の調査対象場所として立坑予定の等々力緑地周辺など 3 か所を選び、工事ヤードに隣接する 3 か所の緑地・公園への影響は無いと評価しているが、なぜ、市民憩いの場所近くに立坑をつくるのか、その立地理由が明確でない。近隣に空いている企業用地があるだろう。麻生区東百合丘も 高台が立坑予定地になっており、工事終了後のイメージ写真をみると、高台が尻手黒川線と同じ面 に崩され、地形が大きく変形している。その北側はすぐ住宅街であり、工事が終われば崖の上で住 民は暮らすことになる。

○高津区には市民との協働事業で取り組んできた市民健康の森があり、高津区の貴重な財産となっている。ホテル観賞等、自然と触れ合う貴重な湧水があるが、枯渴したので補償しますでは済まされない問題である。よって、位置が特定されない段階での漠然とした調査ではなく、ここに限定した 影響調査をすべきである。

○リニア新幹線が地下を通るルートに近い、宮前区の水沢の森や高津区の春日台健康の森など市民が 大切にしている楽しみにしているホテルや森を湧き水が枯渴したら大変である。川崎市として、ぜひ調査して、市民側に立ってリニアの見直しを進めてほしい。

-6-

〈法対象事業者の見解〉

生活環境(人と自然とのふれあい活動の場) (2/3)

非常口(都市部)の工事及び存在に伴う地下水の水位への影響は、止水性の高い地中連続壁を設けること等から、地下水の漏水は少ないものと考えています。

都市トンネルの工事及び存在に伴う地下水の水位への影響は、水密工法であるシールド工法で施工 するため、地下水への影響はないものと考えています。

また、シールドトンネルの標準的な断面の直径が約 13m であり、想定される帯水層の広がりに対して十分に小さいことから、その影響は小さいと考えています。なお、

高津区市民健康の森や水沢の森等の湧水については現地調査により把握をしています。 [資料 2-1]

等々力緑地について、工事用車両の走行による沿道騒音・振動は、現況に対する付加分は極めて少なく、また、等々力緑地は工事用車両の走行予定道路からある程度離れていることから影響はほとんどないと予測しており、建設機械の稼働による、環境騒音・振動、粉じん等は規制基準等を満足しており、影響はないと予測しています。そのため、人と自然とのふれあい活動の場がもつ機能の変化の程度への影響はほとんどないと予測しています。なお、

これらの内容については法対象条例準備書 5-1-15 に記載しております。

-8-

[資料 3]

法対象条例準備書 5-1-15

表 5-1-4(2) 人と自然とのふれあい活動の場への影響の予測結果 (等々力緑地)

予測項目

人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度

その他の項目の影響の程度

予測結果

・地下水への影響は、「地下水」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、人と自然とのふれあい活動の場としての機能への影響はほとんどないと予測する。

・動植物、生態系への影響は、「動物」「植物」「生態系」の項目の予測結果に示すとおりほとんどないことから、人と自然とのふれあい活動の場としての機能への影響はほとんどないと予測する。

[資料 4]

「地下水への影響は、「地下水」の項目の予測結果」に示す

(「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書(神奈川県) 第8章」参照)

イ.地下水の水位の状況

文献調査により、井戸、湧水等の分布状況及び測定結果等の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査の補完のため、**関係自治体等へのヒアリングを行った。**

現地調査の方法を、表 8-2-3-3 に示す。

8-2-3-2

表 8-2-3-4(2) 文献調査地点(水位)

34 川崎市中原区 新城 35 川崎市高津区 坂戸

8-2-3-4

—>高津区の春日台健康の森、水沢の森・・・と全然関係ない箇所の調査地点の結果で影響ないとする、根拠がみあたらないので再度回答ください

これは JR 東海だけでなく、関係自治体等へのヒアリングを行ったとあるので川崎市 (行政、アセス審議会各員、市長) の回答もお願いします。

Ⅱ. 準備書の体裁が整っていない、法律違反、条例違反ではないか

(準備書になっていないのに、準備書として提出しているのではないか)

これが方法書であればこの回答でも良いかもしれませんが、この事を準備書で明確にするといっているながら、方法書をとうしたのに、それが出来ていない

これは、準備書でなく方法書ではないか。

・・・これを市や審議会が準備書として容認すべきではありません、容認するのであれば法的根拠を示してください、・・・③

また、問題が発生した場合の市と審議会、市長の責任を明確にしてください。・・・④

前回の方法書の見解で、審議会が方法書の体裁が整っていないことを認めながら、準備書で明確にするといっているながら方法書を容認された経緯から今回は同じ違法は繰返しては、ならない。

前回の方法書の時、準備書で明確にする事と言った件は全て明確になっていますか？、確認してください！

今回も今後、環境の保全に配慮しながら、工事計画の検討を進めてまいります。と先送りになっています。

・明らかに中身でなく、事業推進ありきであり、

環境配慮の指導をしていない、法律違反です。・・・[資料5] 参照

(市の責務) 第3条 市は、・・・地域の環境に関する情報の収集、分析等に努めなければならない。

・・・努めていなければ条例違反！

(事業者の責務) 第4条・・・あらかじめ、事業の実施が環境に及ぼす影響を十分に調査し、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。・・・あらかじめやるべきことを先送りしている条例違反！

・ 第55条(4) 環境影響評価の結果(当該結果に至った検討の経過を含む。) [資料6] 参照

・・・当該結果に至った検討の経過が含まれていないので準備書になっていない、条例違反！

そうでないのであれば、法律違反、条例違反でない根拠を明確にしてください。・・・⑤

[資料5]

国の「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年4月27日公布)

環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成23年4月19日

衆議院環境委員会

八 改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から

適切な環境配慮がなされるよう指導すること

川崎市環境影響評価に関する条例(平成 11 年 12 月 24 日条例第 48 号)

第 1 章 総則 (目的)

第 1 条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う者が、その事業の実施に際しあらかじめ環境影響評価を行うこと、事業の着手後に事後調査を行うこと等が環境の保全上重要であることにかんがみ、環境影響評価、事後調査等について本市等の責務を明らかにするとともに、環境影響評価、事後調査等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって **良好な環境の保全及び創造を図り、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。**

2/28

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例に規定する環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、事業者に対し、必要な指導、助言、情報の提供その他の措置を講じなければならない。 2 市は、環境影響評価、事後調査等に関する手法の調査及び研究、技術者の養成等の措置を講ずるとともに、**地域の環境に関する情報の収集、分析等に努めなければならない。**

(事業者の責務)

第 4 条 環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者は、事業の実施に際し、この条例の趣旨にのっとり、事業の計画を立案する段階から環境への配慮を行うとともに、**あらかじめ、事業の実施が環境に及ぼす影響を十分に調査し、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。**

(市民の責務)

第 5 条 市民は、この条例で定める環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう手続の実施に協力しなければならない。

第 55 条 法対象事業者は、前条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価準備書(以下「法対象条例準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下この条及び次条において「要約書」という。)並びに これらの電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

(2) 第 51 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解

(3) 法対象条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解

(4) 環境影響評価の結果(当該結果に至った検討の経過を含む。)

19/28

第 55 条(4) 環境影響評価の結果(当該結果に至った検討の経過を含む。) [資料 6]

- ・ ・ ・ 当該結果に至った検討の経過が含まれていないので準備書になっていない

以上